

	質疑	回答
1	<p>「8.広告媒体等に関する条件及び配慮事項」に、「デジタルサイネージおよびポスター掲示スペースは、現状のサービスレベル(サイネージのサイズ、内容等)と同等以上で設置することを必須」となっていますが、採点において、提示金額以外に、デジタルサイネージ、ポスター掲示スペースの仕様、内容等も審査されますか？</p> <p>たとえば、デジタルサイネージ設備などが他社より小規模なものでも提示金額が高い場合、提示金額が高い提案が採用される可能性はありますか？</p>	<p>基本的には、流山市自由通路等有料広告事業に関する簡易プロポーザルコンペ仕様書「15.採点基準」に従い審査しますが、同仕様書「8.広告媒体等に関する条件及び配慮事項」に記載している条件については、本事業を行う上での必須条件のため、企画提案書の内容で現状のサービスレベルに達していないと判断できる場合は、失格とします。</p> <p>企画提案書の内容からは判断できず、優先交渉権者となった後に、協議の中で条件違反が判明した場合は、同仕様書「11.業者選定方法」(7)に従い、次選の事業者と交渉することとします。</p>
2	<p>新規参入事業者の場合、既存の広告事業設備が撤去される想定で、新規設備の設置を検討しなければならないが、既存の広告事業設備が撤去される状態が知りたい。</p> <p>たとえば、既存のデジタルサイネージ4箇所の保護ガラスは残るのか、撤去されるのか、既存の広告設備の照明設備は残るのか、撤去されるのか、</p> <p>電源設備は残るのか、撤去されるのか、通信設備(インターネット回線など)は残るのか、撤去されるのか、などをご教示いただけますようお願い申し上げます。</p>	<p>事業者が入れ替わる場合の現状設備の撤去については、既存事業者にて原則原状復帰することとなりますが、市や既存事業者との協議のうえで、電源設備等、既存設備をそのまま利用する可能性はあります。</p>
3	<p>流山おおたかの森駅自由通路、南流山駅前公園内は、現場を確認すると、屋根設備はあるが、場合により風雨にさらされる、半屋外環境に見受けられますが、各設備は風雨対策が必要ですか？</p> <p>たとえば、デジタルサイネージの防護ガラスなどの風雨対策は必要になりますか？</p>	<p>現状のデジタルサイネージについては、風雨対策が施されていますので、流山市自由通路等有料広告事業に関する簡易プロポーザルコンペ仕様書「8.広告媒体等に関する条件及び配慮事項」(3)に従い、現状のサービスレベルと同等以上(風雨対策有り)で設置してください。</p>
4	<p>「8.広告媒体等に関する条件及び配慮事項」に「可能な範囲で市の行政情報を掲載できるよう配慮すること」とありますが、目安としてど</p>	<p>目安としては、現契約と同様、デジタルサイネージ広告掲出可能時間の最大値に1/3をかけた時間を限度としますが、協議により承諾が</p>

質疑	回答
のくらいのボリュームになりますか？また、既存のデジタルサイネージ設備には、路線バス時刻表が掲載されていますが、バス時刻表の更新などは、その都度、市との協議が必要になりますか？	得られた場合はこの限りではありません。 また、バス時刻表の更新につきましては、時刻表更新の度に、市の所管部署より更新依頼の連絡をいたしますので、その内容に従い更新をお願いします。市の更新依頼より先に時刻表更新の情報を入手した場合は、念のため市へ確認したうえで更新をお願いします。